令和８年（フ）第１０１４号
京都府宇治市神明宮西26番地の２　コージーコート111号
債務者　平田政次こと　ＰＡＲＫ　ＪＵＮＧ　ＣＨＡ
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０６１号
京都府木津川市城山台十一丁目８番地15
債務者　岡島　　薫
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０６３号
京都府宇治市大久保町旦椋65番地の１　府営西大久保団地14棟308号
債務者　清水　香織
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２７９号
徳島県徳島市国府町佐野塚字出口５番地の３　ホープス国府203号室、旧住所徳島県勝浦郡勝浦町大字中角字玉の木10番地
債務者　杉本　和雄
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４９８号
東京都小平市大沼町１丁目１番３―203号
債務者　栗栖　京子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５３６号
東京都国分寺市東元町一丁目38番30号中村荘１階
債務者　草壁　　功
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８３０号
東京都武蔵野市境南町３丁目17番７号第二若葉荘101
債務者　春山　涼花
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７７号
富山市八尾町福島10番地　八尾園
債務者　桑原　　勉
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７９号
富山市八尾町福島10番地　八尾園、前住所富山県射水市戸破2129番地13　ひばりハイツ205
債務者　石田　春男
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５６号
佐賀県鳥栖市本鳥栖町461番地２　サンライフ折口２
債務者　山田　陽子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６７号
佐賀市鍋島町大字森田841番地１　江頭団地321
債務者　新宮　あや
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３１２号
佐賀市鍋島五丁目５番４―410号　アムール鍋島
債務者　大谷由記子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０８号
佐賀県伊万里市松浦町山形7318番地１、前住所佐賀県伊万里市山代町立岩2627番地１
債務者　坂狩　望愛
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１２１号
栃木県佐野市堀米町2690番地　シティハイツ知野101
債務者　金井田　徹
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１３９５号
千葉県習志野市屋敷３―14―２プランドール屋敷101、住民票上の住所千葉県習志野市屋敷２丁目11番８号
債務者　綿引　理恵
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４１２号
千葉県船橋市海神３丁目24番10号　小沢ハウス101号
債務者　斉藤　　希
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４２５号
千葉県船橋市坪井西２丁目６番25号　ヨエムＶ―202号
債務者　市原　淳一
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係